

資料 2

建築・都市整備・道路委員会
令和 2 年 9 月 9 日
道 路 局

市第 52 号議案 令和 2 年度 横浜市一般会計補正予算 (第 3 号) (関係部分) の概要

今回の補正では、国庫補助事業の認証等が当初予算に比べ、増額となったことに伴う補正予算、並びに新型コロナウイルス感染症への追加対応となる「暮らし・経済対策」のうち、「路線バス運行協力金助成事業」及び「緊急雇用創出事業」に伴う補正予算を編成します。

1 歳入歳出予算の補正

(1) 国の補助認証等を踏まえた補正	2 事業 3,497,096 千円
(2) 路線バス運行協力金助成事業による補正	1 事業 192,000 千円
(3) 緊急雇用創出事業による補正	3 事業 57,665 千円
	(合計) 3,746,761 千円

(内訳)

(単位：千円)

款 項 目 及 び 理 由	補 正 額
(1) 国の補助認証等を踏まえた補正	3,497,096
12款 2 項 3 目 道路特別整備費 (国庫補助事業の認証等が当初予算を上回ったことによる増額補正。) 幹線道路の整備、通学路の交通安全対策、無電柱化等にかかる整備を実施。	1,965,456
12款 2 項 4 目 街路整備費 (国庫補助事業の認証等が当初予算を上回ったことによる増額補正。) 鴨居上飯田線等の幹線道路の整備を実施。	1,531,640
(2) 暮らし経済対策 (路線バス運行協力金助成事業)	192,000
12款 2 項 2 目 地域交通対策費 (新型コロナウイルス感染症への追加対応となる「暮らし・経済対策」による増額補正。) 緊急事態宣言期間中に、感染防止対策を行いつつ、地域を支える公共交通サービスを確保するために運行を継続したバス事業者に対して、協力金を交付。 ◆実施概要 <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業者：緊急事態宣言期間中に、感染防止対策を行いつつ、地域を支える公共交通サービスを確保するために運行を継続した一般乗合バス事業者 ・対象地域：市内に停留所を有する路線 ・協力金の交付額：車両 1 台あたり 8 万円 ・想定台数：2,400 台 	192,000

(内訳)

(単位：千円)

款 項 目 及 び 理 由	補 正 額
(3) くらし経済対策（緊急雇用創出事業）（想定雇用創出数計：64人）	57,665
12款1項4目 道路等管理費 （新型コロナウイルス感染症への追加対応となる「くらし・経済対策」による増額補正。） 羽沢横浜国大駅など計8か所の、駅前広場や駅周辺歩道等の路面清掃業務の実施。 想定雇用創出数：24人。	30,000
12款1項5目 道路等維持費 （新型コロナウイルス感染症への追加対応となる「くらし・経済対策」による増額補正。） 港南区・保土ヶ谷区・瀬谷区において、街路樹台帳に記載されている高木の現況調査業務の実施。 想定雇用創出数：10人。	10,000
12款1項6目 交通安全・自転車政策推進事業費 （新型コロナウイルス感染症への追加対応となる「くらし・経済対策」による増額補正。） 建物式市営自転車駐車場68施設の清掃業務の実施。 想定雇用創出数：30人。	17,665

(4) 歳入歳出予算額の内訳

歳入予算について負担金、国庫支出金及び市債を、歳出予算について事業費及び財源を補正します。

(歳入) 款項目	修正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
	千円	千円	千円		千円
16款 分担金及び負担金					
1項 負担金					
6目 道路費負担金	718,393	165,000	883,393	(3)道路特別整備費負担金	15,000
				(4)街路整備費負担金	150,000
18款 国庫支出金					
1項 国庫負担金					
3目 道路費国庫負担金	9,926,150	3,142,375	13,068,525	(1)道路特別整備費負担金	2,740,975
				(2)街路整備費負担金	401,400
2項 国庫補助金					
10目 道路費国庫補助金	6,908,276	▲ 1,358,658	5,549,618	(2)道路特別整備費補助金	▲ 1,708,550
				(3)街路整備費補助金	349,892
25款 市債					
1項 市債					
10目 道路債	26,756,000	1,548,000	28,304,000	(3)道路特別整備費充当債	918,000
				(4)街路整備費充当債	630,000

(歳出) 款項目	修正前の額	補正額	計	補正額の財源			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	市債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
12款 道路費	82,793,943	3,746,761	86,540,704	1,783,717	1,548,000	165,000	250,044
1項 道路維持管理費	24,608,617	57,665	24,666,282	0	0	0	57,665
4目 道路等管理費	2,948,865	30,000	2,978,865	0	0	0	30,000
5目 道路等維持費	12,255,533	10,000	12,265,533	0	0	0	10,000
6目 交通安全・自転車政策 推進事業費	2,250,589	17,665	2,268,254	0	0	0	17,665
2項 道路整備費	54,337,663	3,689,096	58,026,759	1,783,717	1,548,000	165,000	192,379
2目 地域交通対策費	232,830	192,000	424,830	0	0	0	192,000
3目 道路特別整備費	12,729,850	1,965,456	14,695,306	1,032,425	918,000	15,000	31
4目 街路整備費	30,859,538	1,531,640	32,391,178	751,292	630,000	150,000	348

<参考> 補正予算に関する説明書 21 ページ～39 ページについて道路局関係部分を抜粋

2 市債の補正

市債について、市債発行限度額を補正します。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
車 両 管 理 費	千円 343,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。起債の時期は令和2会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。また、この場合において、市債証券を紛失または滅失したものに交付するため必要あるときは、限度額欄に規定するもののほか、市債証券を発行することができる。	5.0%以内	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。	千円 275,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。起債の時期は令和2会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。また、この場合において、市債証券を紛失または滅失したものに交付するため必要あるときは、限度額欄に規定するもののほか、市債証券を発行することができる。	5.0%以内	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
市 営 住 宅 整 備 費	1,548,000				1,117,000			
道 路 特 別 整 備 費	5,009,000				5,927,000			
街 路 整 備 費	10,119,000				10,749,000			
港 湾 施 設 等 維 持 費	3,150,000				4,750,000			
計	126,661,000				129,310,000			

<参考> 議案書 7ページについて道路局関係部分を抜粋